

旭川医科大学副学長業績評価要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和7年9月12日学長裁定)

旭川医科大学副学長業績評価要項の一部を改正する要項

旭川医科大学副学長業績評価要項（令和6年10月9日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(評価の結果)</p> <p>第6 学長は、副学長の業績評価を実施し、評価結果を<u>当該副学長に</u>通知する。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和7年9月12日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>業績評価の結果報告体制変更に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(評価の結果)</p> <p>第6 学長は、副学長の業績評価を実施し、評価結果を通知する。</p> <p><u>2 副学長の業績評価の結果については、全体の評価結果を役員会に報告する。</u></p> <p>(略)</p>